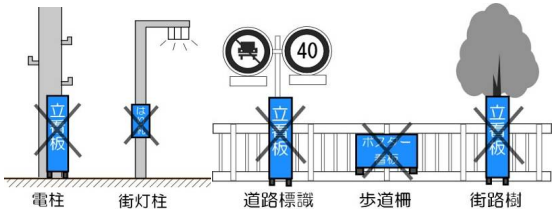


# 屋外広告物の表示・設置ができません（禁止物件）

電柱、街灯柱、道路標識、歩道柵、街路樹などの物件は、屋外広告物条例に定める「禁止物件」です。この禁止物件には、原則として屋外広告物の表示・設置ができません。

## 簡易除却を行っています

禁止物件に表示・設置された違反簡易広告物（はり紙・はり札・立看板・広告旗）は、日常の簡易除却や一斉除却活動により除却しています。なお、市は警察署にパトロール強化依頼を行っており、市内では違反者が検挙されています。



禁止物件の例



除却活動団体



除却状況

一斉除却活動の例

## 違反簡易広告物除却活動団体を募集します

- 条件
- 2人以上で活動ができること
  - 午前8時30分～午後5時15分の間に活動ができること
  - 除却物の一時保管場所を確保できること
  - 善良な団体であること

活動期間は2年以内で報酬はありません。申し込み申請書に必要書類を添付し、直接または郵送、ファクス、Eメールで伊勢崎市都市計画課へ申請してください（申請書は、伊勢崎市都市計画課にあります。また、市ホームページからダウンロードもできます）。

あて先 〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410 伊勢崎市都市計画課  
電話番号 0270-24-5111 ファクス番号 0270-23-0601  
Eメールアドレス [tosikei@city.isesaki.lg.jp](mailto:tosikei@city.isesaki.lg.jp)

## 電柱にはられてしまったはり紙・はり札等を簡易除却しています



簡易除却



# 屋外広告物の表示・設置ができません（禁止地域）

いせさき市民のもり公園周辺の坂東大橋石山線沿道を**禁止地域**に指定しました。この禁止地域では、原則として**屋外広告物の表示・設置ができません**。

## 景観計画に基づく禁止地域指定

平成19年3月に策定した市の景観計画では「屋外広告物の表示等の制限に関する事項」を定めています。この景観計画の中で禁止地域については「いせさき市民のもり公園周辺の坂東大橋石山線沿道等、良好な景観の形成を図るため特に必要と認める地域を禁止地域に指定します。」としていました。この景観計画に基づいて、平成21年11月に**禁止地域を指定**しました。



### 4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

(法第8条第2項第5号イ関係)

**基本事項**

屋外広告物については良好な景観を構成する重要な要素と位置づけ、市全域において行為の制限を定めます。

**制限に関する事項**

- ◆制限に関する事項(1)市全域  
共通および個別の許可基準を設け、双方による誘導を行います。
- ◆制限に関する事項(2)重点区域  
伊勢崎市屋外広告物条例により、伊勢崎駅周辺、波志江沼環境ふれあい公園周辺、西部幹線沿道、坂東大橋石山線の一部の沿道等も、景観形成型広告物整備地区等に指定し、一般基準より強化して誘導します。
- ◆制限に関する事項(3)禁止地域  
伊勢崎市屋外広告物条例により、いせさき市民のもり公園周辺の坂東大橋石山線沿道等、良好な景観の形成を図るために必要と認める地域を禁止地域に指定します。

景観計画—概要版—

## 新たな禁止地域の指定範囲

新たな禁止地域の指定範囲は、坂東大橋石山線とその沿道50m以内の区域で、延長約1km（下図）です。この範囲では、山々の輪郭線と田園の広がりによって構成される景観を維持するため、平成21年12月1日以降、原則として屋外広告物の表示・設置ができなくなりました。この禁止地域指定範囲の状況写真は右のとおりであり、是正指導によって違反広告物の除却が進んでいます。



禁止地域指定範囲の状況写真

## 新たな禁止地域の指定範囲図

